

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用		料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) ~ (7) (略)	(略)	(1) ~ (7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア~カ (略) キ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄又は(イ)欄に規定する機能については、2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせて適用しないときの1の光信号主端末回線収容装置に収容できる光信号端末回線は、2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄を適用する場合は1を、2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄を適用する場合は8を限度とします。	(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア~カ (略) キ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄、(イ)欄又は(ウ)欄に規定する機能については、2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせて適用しないときの1の光信号主端末回線収容装置に収容できる光信号端末回線は、2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄を適用する場合は1を、2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄又は(ウ)欄を適用する場合は8を限度とします。
(8)-2 ~ (12)-4 (略)	(略)	(8)-2 ~ (12)-4 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア (略) イ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を、2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせて適用する場合があります。これらの場合において、2-1の4ア(7)欄又はイ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4ア(イ)欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。) また、2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。	(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア (略) イ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を、2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4ア欄又はイ欄に掲げる料金額を、2-1-1-1 第2欄ウ(ウ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4ウ欄に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせて適用する場合があります。これらの場合において、2-1の4ア(7)欄又はイ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4ア(イ)欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。)、2-1の4ウ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は32を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が32のもの」といいます。) また、2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄又は(ウ)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)			
(2) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な 接続箇所) 第1項の表 中第2欄で 接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		
		ウ 光信号 伝送装置により符号伝送が可能なもの (1 Gbit/s タイプ 又は 10Gbit/s タイプのもの)	(7)～(4) (略)	2-1の4に係る料金は含みません。

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)			
(2) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な 接続箇所) 第1項の表 中第2欄で 接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		
		ウ 光信号 伝送装置により符号伝送が可能なもの (1 Gbit/s タイプ 又は 10Gbit/s タイプのもの 又は 25Gbit/s タイプのもの)	(7)～(4) (略)	2-1の4に係る料金は含みません。
		(ウ) 光信号 ① 保守の区別がタイプ1のもの ② 保守の区別がタイプ1-2のもの ③ ①②以外のもの	1光信号伝送装置ごとに 1光信号主端末回線収容装置ごとに 1光信号伝送装置ごとに 1光信号主端末回線収容装置ごとに 1光信号伝送装置ごとに 1光信号主端末回線収容装置ごとに	58,188 円 71,885 円 58,188 円 71,885 円 59,934 円 74,042 円

2-1の4 光信号多重分離機能

区分		料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア～イ (略)	

2-1の4 光信号多重分離機能

区分				料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア～イ (略)			
		ウ 25Gbit/s タイプ	光信号端末回線の最大収容数が32のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	2,058円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	2,058円
			③ ①②以外のもの	2,120円	

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(8) (略)				
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア～イ (略)		

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(8) (略)				
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア～イ (略)		
		ウ 100Gbit/s タイプ	1装置ごとに月額	1,219,417円

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考
(1) ~ (73) (略)	

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考
(1) ~ (73) (略)	
(74) 緊急通報呼のローミングに係る機能	電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための電気通信番号をIP通信網内に流通させ、警察機関、海上保安機関又は消防機関へ通知する機能

附 則（令和7年3月26日東相制第000200000538号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和8年3月31日から実施します。

附 則（令和8年3月26日東相制第000200000796号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和8年3月31日から実施します。

<p>技術的条件集</p> <p>第1章 通則</p> <p>(略)</p> <p>(相互接続呼の接続条件)</p> <p>第3条 当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表1に示すとおりとします。</p> <p>(略)</p> <p>5 当社網が提供する接続条件の中で本則第5条(標準的な接続箇所)第2項の対象となるインタフェース種別は地上局から通信衛星間のインタフェース、通信衛星内のトランスポンダ間のインタフェース、番号案内データベースからデータ回線接続装置間インタフェース、光信号電気信号変換装置に收容された光信号端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェース及び光信号伝送装置(1Gbit/s又は10Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り)に收容された光信号分岐端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェースとします。なお、番号情報データベース接続インタフェースについては、技術的条件集第2章第19節に規定するところによります。</p> <p>(略)</p> <p>第5節の3 形態2-3</p> <p>(略)</p> <p>(インタフェース仕様)</p> <p>第19条の6 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、1Gbit/s/10Gbit/sまでの符号伝送が可能な光信号伝送装置と接続する場合には技術的条件集別表28.2のとおりとします。</p> <p>(略)</p>
--

<p>技術的条件集</p> <p>第1章 通則</p> <p>(略)</p> <p>(相互接続呼の接続条件)</p> <p>第3条 当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表1に示すとおりとします。</p> <p>(略)</p> <p>5 当社網が提供する接続条件の中で本則第5条(標準的な接続箇所)第2項の対象となるインタフェース種別は地上局から通信衛星間のインタフェース、通信衛星内のトランスポンダ間のインタフェース、番号案内データベースからデータ回線接続装置間インタフェース、光信号電気信号変換装置に收容された光信号端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェース及び光信号伝送装置(1Gbit/s/10Gbit/s/100Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り)に收容された光信号分岐端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェースとします。なお、番号情報データベース接続インタフェースについては、技術的条件集第2章第19節に規定するところによります。</p> <p>(略)</p> <p>第5節の3 形態2-3</p> <p>(略)</p> <p>(インタフェース仕様)</p> <p>第19条の6 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、1Gbit/s/10Gbit/s/100Gbit/sまでの符号伝送が可能な光信号伝送装置と接続する場合には技術的条件集別表28.2のとおりとします。</p> <p>(略)</p>
---

別表 27.1 I P 通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様 (1000BASE-SX/10GBASE-LR  
インタフェース)

[参照規格一覧]

(略)

IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information  
exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific  
requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision  
detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications 1998  
Edition)

1. 物理層 (レイヤ1) 仕様

(略)

1. 2 1000BASE-SX インタフェース接続時  
IEEE Std 802.3 Clause36 および 38 準拠  
コネクタ仕様 JIS C5973 準拠  
ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

1. 3 10GBASE-LR インタフェース接続時  
IEEE Std 802.3 Clause49、51 および 52 準拠  
コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠

別表 27.1 I P 通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様 (1000BASE-SX/10GBASE-LR  
/100GBASE-LR4 インタフェース)

[参照規格一覧]

(略)

IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information  
exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific  
requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision  
detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications 1998  
Edition)

IEEE Std 802.3ba (IEEE Standard for Information technology-- Local and  
metropolitan area networks-- Specific requirements-- Part 3: CSMA/CD Access  
Method and Physical Layer Specifications Amendment 4: Media Access Control  
Parameters, Physical Layers, and Management Parameters for 40 Gb/s and 100 Gb/s  
Operation 2010)

1. 物理層 (レイヤ1) 仕様

(略)

1. 2 1000BASE-SX インタフェース接続時  
IEEE Std 802.3 Clause36 および 38 準拠  
コネクタ仕様 JIS C5973/JIS C5964-20 準拠  
ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

1. 3 10GBASE-LR インタフェース接続時  
IEEE Std 802.3 Clause49、51 および 52 準拠  
コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠  
ケーブル仕様 JIS C6835 準拠

ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

- 2. データリンク層（レイヤ2）仕様
- 2. 1 1000BASE-SX 仕様/10GBASE-LR 仕様  
IEEE Std 802.3 Clause4 準拠

(略)

別表 28.2 光信号伝送装置接続インタフェース仕様（1Gbit/s タイプ/10Gbit/s タイプ）

[参照規格一覧]

(略)

IEEE Std 802.3-2012™ Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications

インタフェース条件

- 1. 物理層（レイヤ1）仕様

(略)

- 1. 4 100GBASE-LR4 インタフェース接続時

IEEE Std 802.3ba Clause88、89 および 91 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠

ケーブル仕様 JIS C6835 準拠

- 2. データリンク層（レイヤ2）仕様

- 2. 1 1000BASE-SX 仕様/10GBASE-LR/100GBASE-LR4 仕様

IEEE Std 802.3 Clause4 準拠

(略)

別表 28.2 光信号伝送装置接続インタフェース仕様（1Gbit/s タイプ/10Gbit/s タイプ/100Gbit/s タイプ）

[参照規格一覧]

(略)

IEEE Std 802.3-2012™ Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications

IEEE Std 802.3ba (IEEE Standard for Information technology-- Local and metropolitan area networks-- Specific requirements-- Part 3: CSMA/CD Access Method and Physical Layer Specifications Amendment 4: Media Access Control Parameters, Physical Layers, and Management Parameters for 40 Gb/s and 100 Gb/s Operation 2010)

インタフェース条件

- 1. 物理層（レイヤ1）仕様

(略)

IEEE Std 802.3 Clause36 および Clause38 準拠 (1000BASE-SX/LX) インタフェース接続時

通信モード full duplex

コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠

ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

IEEE Std 802.3 Clause49、51 および 52 準拠 (10GBASE-LR) インタフェース接続時

コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠

ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

(略)

IEEE Std 802.3 Clause36 および Clause38 準拠 (1000BASE-SX) インタフェース接続時

通信モード full duplex

コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠

ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

IEEE Std 802.3 Clause36 および Clause38 準拠 (1000BASE-LX) インタフェース接続時

通信モード full duplex

コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠

ケーブル仕様 JIS C6835 準拠

IEEE Std 802.3 Clause49、51 および 52 準拠 (10GBASE-LR) インタフェース接続時

コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠

ケーブル仕様 JIS C6835 準拠

IEEE Std 802.3ba Clause88 準拠 (100GBASE-LR4) インタフェース接続時

コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠

ケーブル仕様 JIS C6835 準拠

(略)